志 摩 市 教 育 委 員 会 会 議 録

１．会議の種類　　第４回教育委員会定例会

１．招集年月日　　平成３０年４月１３日（金）

１．開催年月日　　平成３０年４月２０日（金）

１．開催場所　　志摩市役所４階４０５会議室

１. 招集をした者　　筒井　晋介

１．委員数　　４名

１．出席委員　　濵口 茂之・森 かお子・山下 行重・森本 由加

１．欠席委員　　なし

１．会議に出席した職員　　教育委員会事務局教育部長　　　　　　　　　　 橋爪 正敏

　　　　　　　　　　　　　教育委員会事務局調整監兼学校教育総務課長　　 寺田 一司

　　　　　　　　　　　　　教育委員会事務局学校教育課長　　　　　　　　 田畑 拓夫

　　　　　　　　　　　　　学校教育課副参事兼管理主事　　　　　　　　　 小林 和浩

　　　　　　　　　　　　　教育委員会事務局生涯学習スポーツ課長　　　　 中島 治久

１．傍聴人　　０名

１．事　　項

|  |  |
| --- | --- |
| 開　会  日程第　１  日程第　２  日程第　３  日程第　４  日程第　５  日程第　６  日程第　７  日程第　８  日程第　９  日程第１０  日程第１１  日程第１２  日程第１３  日程第１４  日程第１５  日程第１６  日程第１７  日程第１８  日程第１９  日程第２０  日程第２１  日程第２２  閉　会 | 開会時間　９時　２分  会議録署名委員の指名　　３番　　山下　　委員  教育委員会　平成３０年第３回定例会会議録の承認について  教育長報告  議案第３３号　志摩市部活動ガイドラインの策定について  議案第３４号　平成30年度志摩市立幼稚園・小中学校の卒園式及び卒業式の日程  　　　　　　　について  議案第３５号　志摩市社会教育委員の委嘱について  報告第１０号　志摩市奨学生選考委員会委員の委嘱について  報告第１１号　志摩市総合教育センター設立準備委員会委員の委嘱について（委員  　　　　　　　の変更および新規委員の委嘱）  報告第１２号　志摩市学力向上検討委員会委員の委嘱について  報告第１３号　志摩市小学校社会科副読本編集委員会委員の委嘱について  報告第１４号　「一人一人が大切にされるための生活アンケート調査」結果について  報告第１５号　社会教育指導員の委嘱について  報告第１６号　教育指導員の委嘱について  報告第１７号　学校医の委嘱について  報告第１８号　学校眼科医の委嘱について  報告第１９号　学校歯科医の委嘱について  報告第２０号　学校薬剤師の委嘱について  報告第２１号　志摩市立学校評議員の委嘱について  報告第２２号　社会教育主事の配置について  報告第２３号　志摩市文化財調査委員会委員の委嘱について  報告第２４号　志摩市スポーツ推進委員の委嘱について  その他協議・報告案件について  　　　①各課からの報告  　　　②その他  閉会時間　１０時　３８分 |

|  |  |
| --- | --- |
| 教育長  **日程第１**  教育長  山下委員  **日程第２**  教育長  各委員  教育長  **日程第３**  教育長  **日程第４**  教育長  事務局  教育長  委員からの意見等  教育長  委員からの意見等  教育長  事務局  委員からの意見  事務局  委員からの意見  事務局  委員からの意見  教育長  委員からの意見  教育長  教育長  **日程第５**  教育長  事務局  教育長  教育長  **日程第６**  教育長  事務局  筒井教育長  教育長  **日程第７**  教育長  事務局  教育長  **日程第８**  教育長  事務局  教育長  **日程第９**  教育長  事務局  教育長  **日程第１０**  教育長  事務局  教育長  教育長  **日程第１１**  教育長  事務局  教育長  委員からの意見  教育長  事務局  教育長  委員からの意見  教育長  事務局  教育長  **日程第１２**  教育長  事務局  教育長  **日程第１３**  教育長  事務局  教育長  **日程第１４**  **日程第１５**  **日程第１６**  **日程第１７**  教育長  教育長  事務局  教育長  **日程第１８**  教育長  事務局  教育長  **日程第１９**  教育長  事務局  教育長  **日程第２０**  教育長  事務局  教育長  委員からの意見  事務局  教育長  **日程第２１**  教育長  事務局  筒井教育長  委員からの意見  事務局  委員からの意見  教育長  **日程第２２**  教育長  事務局  事務局  教育長  事務局  事務局  教育長  教育長  事務局  教育長  事務局  教育長 | 定刻になっておりますので、ただ今より平成３０年の第４回の定例教育委員会を始めます。事項書の日程に従いまして、進めさせていただきます。  **会議録署名委員の指名**  日程第１、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、３番・山下委員を指名します。よろしくお願いします。  はい、よろしくお願いします。  **平成３０年第３回定例会会議録の承認について**  日程第２、平成３０年第３回定例会及び第１回臨時会会議録の承認について、御異議はございませんでしょうか。  （「異議なし」の声）  ありがとうございます。  異議なしと認めます。したがって本会議録は承認されました。  次に進めます。  **教育長報告**  日程第３、教育長報告をさせていただきます。  前回の２１日の次の日から、３月２２日からきょうに至るまでの私の日程が書かれています。報告したいと思います。  議会関係ですね。今年の議会非常に伸びまして、ギリギリまで行っていたと。たっぷりと審議をしたということですね。  総合教育センターの予算をはじめ、たくさんの予算を通していただきました。これから、その執行に当たる年度になっていきます。きちっと執行していきたいなという考えを持っています。  それから、退職者の辞令交付式ということで、委員の皆さん全員御参加いいただいたわけですが、辞令交付式等々がありました。  それから、アリーナのリニューアルのオープニングセレモニー。４月１日より新しい方々、生涯スポーツ課長をはじめ、生涯学習課の方々、準備等で心気を合わせて準備等々していただいたということで、これも無事終了いたしました。  ぐるっと中を私ものぞいて来たわけですが、すばらしいものになっていますね。国体のボクシング会場としてベイホールが使われていく。そのための施設も完備しているというようなことです。ぐるっと内部を案内していただきまして、なかなかすばらしい施設になったなと、そんなふうに思います。  それから歴史民俗資料館へというようなことが書いてますが、出先という言葉は余り最近は良くないと言われてますけども、いわゆる出先のほうに訪問するということを意図的にしています。今回も歴史民俗資料館に行ってきたわけですが、あそこに展示されているものっていうのは相当なものですね。へえ、志摩の地にこういうものがあったのかと思えるような、志摩の歴史というのを再び、再度考えさせられるええ機会になったなと思います。事務局もせっかくすばらしい学芸員の方２名いらっしゃいますので、そういう方の案内で、民俗資料館あたりを事務局内部でも勉強するような会もセッティングできたらなというような思いをどこかでもちました。なかなか皆さん忙しいので、全員ではなくても希望者を募りながらもそういったこともできればという印象をうけました。  それから、おかげさまで４月６日には東海小学校の開校式。東海小学校・東海中学校の開校式が行われました。なかなかごらんのようにすばらしい校舎が志摩の地にも誕生したということです。１，０００人を超える内覧者が訪れたということです。一様にすばらしいという声が聞こえてきます。ただ、バス通学等々で、その安全確保に向けてまだまだこれから整えていかないといけない点っていうのもやっぱりありそうな気もします。出発したてですので、先生方も８時９時まで残業していると、そういう日々が続いているという話でございます。働き方改革がいわれる時代に大変な状況があるわけですが、夏季休業期間中にでも振替休日をとっていきたいなと、そういう話をしています。  ４月１２日ですが、県教委の人事担当者の来庁がありまして、スタッフが変わったということもありまして、今年度人事についての話を交換しました。加配も随分とたくさん付けていただいたんですが。加配教員ですね。正式の定数の先生以外の先生のこと加配というんですが、加配も潤沢な措置をとっていただいたんですが、やっぱり実績を上げてほしいというお話がありました。少人数定数というか少人数加配というのがあるわけで、使い方としては学級を２分割にして、そして２人の先生の手による授業を行っていく、そういうやり方ですが、算数でやる場合が結構多いわけですが、その実績をきちっと残してほしいという。例えば、学力がこういうふうに向上したとか、先生の指導力は少人数によってついていったとか、そういった指導方法の工夫改善が見られたとか、そういった実績をきちっと残すようにしてほしいと。それが国への、あるいは県教委への大きな説得力になっていくというお話も聞きました。確かにそうだと思います。学力テストは最近行われましたけども、すぐに反映するっていうわけではないですけども、来年度の学力テストにそういったものが反映していければ、大きな実績になるのかなと、そんなことを考えてます。  それから水産高校の入学式ですね。職務代理者は、志摩高校へ行っていただいたんですね。一様に高校生非常に立派ですね。態度が立派です。入学生も在校生も非常に態度が立派です。それは中学生についても思うことなんですが、その辺きちっとした授業が展開され、生徒指導がきちっとなされ、学校教育の充実がそういった生徒をつくっているのかなと、そんなふうに思いました。基礎から着実に棘がないような、そういう支援がきちっと幼・小・中となされてきた集大成としての表れかなと、そんなふうなことを思いました。  三重県総合教育センターへ行ってきました。センター長をよく知ってるっていうようなこともありましたし、前指導主事が、研修員として行っている。相変わらず元気で笑顔いっぱいでやっていましたね。そんなんでセンターにもこれから総合教育センターをつくっていくということにもなりますし、準備委員が今度変わるといったこともありまして訪問してきました。以上でございます。  ただ今の教育委長報告について、質疑を求めます。質疑ありませんか。  ないようですので、次へ進めます。  **議案第３３号　志摩市部活動ガイドラインの策定について**  日程第４、議案第３３号を議題とします。議案第３３号　志摩市部活動ガイドラインの策定について。事務局の説明を求めます。  説明をさせていただきたいと思います。中学校における部活動は、生徒がスポーツや文化、芸術等の活動を通して楽しさや喜びを味わえる、豊かな学校生活を経験する貴重な活動です。  しかしながら、過度な活動が生徒や保護者の負担になることや、教員の時間外労働時間の増加、それに伴って生徒と向き合う時間が確保できないことというようなことが課題となっております。  このような現状を踏まえて、平成３０年３月１９日に国は運動部活動のあり方に関する総合的なガイドラインを公表しました。その中に、学校の設置者は本ガイドラインにのっとり、三重県の部活動のあり方に関する方針を参考に、設置する学校に係る部活動方針を策定すると明記されております。  三重県の部活動ガイドラインについては、３月３０日に公表されました。そこで、国及び県を第三者として志摩市部活動ガイドライン案を策定いたしました。ポイントについては、３点述べさせていただきます。  ５ページありますけど、１つ目は休養日、活動時間の設定です。  休養日については週あたり２日以上設けることとして、うち１日は土曜日または日曜日とします。ただし、大会等は土曜日、日曜日に行われることが多くございますので、大会等に参加するため週２日休養日を設置できない場合は、ほかの週に振り替えることとします。  次に、活動時間は平日２時間程度。休日は３、４時間程度までとします。ただし、これも試合や遠征等でやむを得ず活動時間を延長する場合は、事前に学校長の承認を得ることとします。  ２つ目につきましては、安全管理についてです。  指導者は生徒の健康状態をきちんと把握し、個人の能力に応じた指導を行うようにします。また、指導者は施設・設備の安全点検を行い、生徒にも安全確認の習慣とかを学ぶこととします。そして、熱中症等ありますが、高温や雷のとき、そういったときには活動を控えるなど適切な天候判断を行うこととします。  続いて３つ目ですけども、保護者との連携についてです。部活動の充実には、保護者の理解と協力が不可欠ですので、そこで部活動の運営方針、計画、大会への参加予定などについては保護者にしっかり伝える。また、活動状況を知らせる。ふだんの様子ですね。そういったものも含めて、生徒の頑張りを伝えるということも指導ガイドラインに明記しました。  ガイドラインの運用につきましては、学校では学校教育目標や部活動ガイドライン等をもとに、学校部活動運営方針というものも策定していただいて、活動時間や休養日の設定等を適切に計画します。そして、学校長は各部の活動が適切に行われているかどうかを確認し、必要に応じて改善をはかることとします。  以上です。よろしくお願いします。  以上、説明ありましたが、質疑のある方。  この部活動というのが、このガイドラインにもありますように、部活動は生徒の生きる力を育むことにおいて、大きな効果を発揮しており、人間形成のための魅力ある教育活動ですというようなことで、この部活動において、そういったようなことで十分な今まで成果も上げております。そんな中で今、説明がありましたように、例えば休養日、活動時間の短縮、週あたり休養日については２日以上設けるとか、それから１日の練習時間が平日で２時間程度とするとか、それから休業日においては３、４時間程度までということで、こういう時間制限が出されてきております。そんなことから、結局、今までのような成果を見た活動ができるのかどうか、そういったようなものも織り込んで、もちろんこれは各学校において、自分とこの校長先生あたりでよく見て学校、部活動の運営方針の中へ盛り込んでやっていただければいいと思いますが、その中でもある程度のそういったようなものもガイドラインに取り込んでやっていただいたほうがより効果があるんじゃないかというふうに思いますし、それと今度は生徒の側に立ちますと、今まで生徒数の減少とかいうような大きな要因はあるんですが、活動の活性化をはかるためにやりたい種目ができるような、そういう手立ても必要ではないかというようなことも、こういったようなガイドラインのほうへ記して学校のほうへ示すというようなことも非常に大事になってくるんじゃないかと思うんですが、そういったところもとにかく国のほうのガイドラインが３月の１９日ですか。県のほうが３月３０日ということで、とてもやないけど、この定例会で承認をして、それを学校へ回していうようなことをしようとすると、今までの国とか県のガイドラインを見て、それにあわせてつくるしか、いうたら方法としてはそういったようなことになると思うんですけど、志摩市の実態も見てのガイドラインをつくってったほうがいいと思いますんで、そのあたりを今後早く学校においては学校、部活動の運営方針をつくって、早速やらなんないかん時期ですので、間に合わんというようなこともありますし、あとについてはこの１年を通じてそういったようなものを検討していくと、来年度に反映させていくというようなことをやっていただいたほうがいいんじゃないかというようなことで意見として発言させていただきます。  ほかの人にも聞いとってください。  はい。委員。  このガイドライン作成して、各学校への配布予定はいつごろにされるのかいうのが１点と、さきほどもあったんですけども、よりよいものにまた変えていくというような方向性はあるのかどうかと。というのは、理由としてちょっとそこの運動、文化部を問わず過度な活動が生徒だけでなく部活動をする教員や保護者の身体的・精神的負担となっていることなどの課題があるような端々の現状の課題書いてもらっているんですけども、実際具体的にそういうのが大きな課題になっているかどうか。多分これ県のをそのまま持ってきたんじゃないかと思うので、これ読み方によっては現場そうじゃないよ、十分留意してるよっていうような御意見も出てくるんじゃないかなというようなこともあるので、具体的にこの中身をこれで作成しといて、とりあえず配らなければいけない一定の方向性を出さないかんけど、このガイドラインそのもの今、案ですので、志摩市のガイドラインとしたときに現状分析もしながら入れてくのかどうかいうようなとこもちょっとお伺いさせていただけたらということでよろしくお願いします。  事務局答えられますか。前の副参事がこの案をつくっていったと思うんだけども。  担当のほうにも聞きながら。まず、志摩市の現状のところですけども、ここには、そういう現状があると、過度なそれが課題となっていますっていう書き方をしておりますので、おっしゃるように本当にそうなのかと言われると、ある意味誤解を招くような表現となっているところもありますので、ここの部分については、生徒だけでなく部活動を支える教員や保護者の身体的・精神的負担となることが懸念されますというような表現がふさわしいのかと考えております。  それから、生徒にとって部活を制限してしまうんじゃないかと。これまでのような生き生きとした活動ができなくなってしまうんじゃないかということについても、１点はやはり生徒の医学的な見地から見たときのけがのリスクであるとかそういったことは考えなければいけないところでありますので、トレーニングの効果を得るためには適切に、医学的な見地からいきますと適切な休養をとることが必要であるということ、それから過度な活動によってけがのリスクが高まることっていうことがやっぱり言われておりますので、具体的に中学生の時期では休養日を週２日程度設けること、週当たりの活動時間は１６時間未満が望ましいということが示されておりますので、そういった生徒の健康面、安全面を考慮してガイドラインには休養日とか活動時間を適切に設定するっていうことを明記しております。もちろん子供たちのうまくなりたい、強くなりたい、試合で勝ちたいというような生徒の思いはやっぱり大事にしていかないかんと思うんです。ですので、長時間の活動がイコール好成績につながるということは決してイコールではないと思いますので、やはり指導者のほうも活動の質を高めること、それから短時間で効果的な活動をしっかりできていく、そういうような成果が出せるような日々の活動を見直すこともこのガイドラインをつくったときに考えていくのが大事やというふうに思っております。それから、ただ学校によって部活動の数とか生徒数、それから練習の時間、現状でもバラバラというかいろいろありますので、やっぱり学校の実情、保護者の願い等も当然ありますので、そういったことも含めながら当然このガイドラインが十分でないこともありますので、今後学校現場の意見を聞きながら見直しが必要なところについてはしっかりと改定を行いながらよりよりガイドラインとなるようにしていくことが大事かなというふうに考えております。  配布の時期とか。  基本的には、この教育委員会を経てというふうに考えておりましたので、４月、５月初めぐらいにはというような予定ではおりましたが。  そうですよね。でないと、学校のほうで今度ここで示されたガイドラインに沿って、学校のほうは学校、部活動の運営方針をつくって、それで１年やっていかないかんわけですから、それも急いどるわけですから、結局足りない分についてはこの１年かけてやっていくというようなことでやらんと、もうとてもやないけど間に合わんような状態やと思いますんで。  確かに、国の公表したのが３月１９日で、県が３月３０日で。そこが短期間でつくらなければいけないというところで、やはり県のやつをそのままというか参考にしてそのままみたいなところもありますので、やはり学校の、志摩市の実情に合ったものを、よりつくっていくためにはさらに改定が必要かなと思います。  時期的な余裕が多分ないという中で、そういうような形になったんじゃないかなと思うんですけど。またこの学校の先生方、実際の現場の指導者の方々も入っていただいて、よりよいものを。まあ、この中でも運営方針立てて検証していくようなことも書かれておりますので、今後ガイドラインにまたそれらが生かされていくような形で実効性のあるものにしていただいたらいいんじゃないかなと思うんですけど。ただ、ちょっと時期的な部分で、非常に厳しい現状もあろうかと思いますので、またその辺の部分もあわせてよろしくお願いいたします。  いいですね。校長を通して現場の意見、実態みたいなものは把握できないままの提案になってしまいがちであったという時間的なものもありましたね。さらに検討を加えながら、これでゴーサインはいただいたという判断をしながらも検討をさらに加えながらよりよい実態にふさわしいものにしていく、そういう方向性を考えていきたいなというふうに思ってます。  いいと思います。  はい、ほかよろしいですか。  ほかに質疑がないようですので、採決に移ります。議案第３３号について、承認される方は挙手を求めます。  （賛成者挙手）  はい、全員挙手ということで議案第３３号は承認されました。  **議案第３４号　平成３０年度志摩市立幼稚園・小中学校の卒園式及び卒業式の日程について**  日程第５について議題とします。議案第３４号　平成３０年度志摩市立幼稚園・小中学校の卒園式及び卒業式の日程について、事務局より説明を求めます。  平成３０年度志摩市立幼稚園・小中学校の卒園式及び卒業式の日程につきましては、本年度の志摩市立幼稚園・小学校・中学校の卒園式、卒業式の日程についてお諮りするものでございます。  日程につきましては、志摩市立中学校を平成３１年３月８日金曜日、志摩市立小学校を平成３１年３月１５日の金曜日、志摩市立幼稚園を平成３１年３月２０日水曜日に設定させていただいております。  以上、平成３０年度志摩市立幼稚園・小中学校の卒園式及び卒業式の日程についての説明とさせていただきます。  ということで、質疑を求めます。  ございませんか。質疑ないようです。では採決に移ります。  議案第３４号について承認される方は挙手を求めます。  （賛成者挙手）  全員挙手ということで、議案第３４号は可決されました。  **議案第３５号　志摩市社会教育委員の委嘱について**  日程第６について議題とします。議案第３５号　志摩市社会教育委員の委嘱について、事務局より説明を求めます。  議案第３５号　志摩市社会教育委員の委嘱について説明させていただきます。  本件は、志摩市社会教育委員に関する条例に基づき、社会教育法第１５条の第１項のもと、本市では１０名以内の社会教育委員を置くことが定められております。委員の資格は社会教育及び社会教育関係者、または家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験者のいずれかに該当する者であり、教育委員会が委嘱するものとなっております。任期は平成３０年４月１日から平成３２年３月３１日までの２年間とし、今回は資料に記載される８名の方に委嘱いたしたくお諮りしている次第でございます。  上からの６名は前回より引き続き委員をお願いしております。以降の３名は新しくお迎えしまして、８名を委嘱いたしたくお諮りいたしたものです。以上、説明とさせていただきます。  質疑を求めます。いいですか。質疑はないようです。では採決に移ります。賛成の方挙手願います。  （賛成者挙手）  はい、全員挙手ということで、議案第３５号は承認されました。  次、報告案件になります。  **報告第１０号　志摩市奨学生選考委員会委員の委嘱について**  日程第７について議題とします。  報告第１０号　志摩市奨学生選考委員会委員の委嘱について  それでは、事務局より説明を求めます。  教育総務課です。よろしくお願いします。  志摩市奨学生選考委員会委員の委嘱につきまして、志摩市奨学金条例施行規則第２条により、委員を委嘱させていただいております。今年度につきましては、昨年度一斉改選を行った任期２年の２年目ということになります。その中で、もとの役職の変更により委員の変更が出てきております。教育委員さん、校長会推薦からと、福祉事務所の担当が変わったということで、この御三方が前任者の残任期間の期間をもって委員として委嘱させていただきたいと思います。  以上でございます。  以上の説明ですが、質疑はございませんでしょうか。  質疑ないようです。報告第１０号につきまして承認されました。  **報告第１１号　志摩市総合教育センター設立準備委員会委員の委嘱について（委員の変更および新規委員の委嘱）**  日程第８の報告案件です。  報告第１１号　志摩市総合教育センター設立準備委員会委員の委嘱について（委員の変更および新規委員の委嘱）を議題とします。  本案について事務局から説明を求めます。  それでは、志摩市総合教育センター設立準備委員会委員の委嘱について（委員の変更および新規委員の委嘱）につきまして御説明させていただきます。  委員名簿をごらんください。志摩市総合教育センター設立準備委員会設置要綱第３条第１項で委員会は委員１０人以内で組織すると定められており、同要綱第２項では、委員は次に書かれる者のうちから教育委員会が委嘱すると定められており、第１号委員につきましては教育関係者、第２号委員につきましては教育委員会が推薦する教育委員会委員、第３号委員は指揮権を有する者、第４号委員は前３号に書かれる者のほか教育委員会が特に必要と求める者となっています。これまで、女性委員の必要性が求められていたことから、このたび２名の女性委員を新規に委嘱させていただきます。１名につきましては第４号議員。もう１名は第１号委員です。第４号議員につきましては前教育委員で、地域で子育ての経験のある方です。地域目線、保護者目線で御意見のいただける方です。第１号議員につきましては幼稚園の園長先生で、就学前教育の立場から御意見をいただける方です。また、教頭会のほうから前教頭会代表の人事異動がありましたので、第１号委員に委員を委嘱させていただいております。第３号委員につきましては総合教育センター所属の人事異動に伴いまして、前任を引き継ぐ形で委員を委嘱するものでございます。なお、委嘱期間は平成３０年４月１日からセンター設立の日までとなっております。  以上です。  女性の方の要望が随分ありまして、それはそのとおりです。女性の方がいないっていうのは、この共同参画の時代にありましてふさわしくないなというこちらの判断もありましたし、そういう御要望もありましたし、しかも就学前教育の大事さみたいなところから就学前の幼稚園長さんも入っていただく、そんな流れの中でぜひともこういう陣容でいこうということで決定しました。  質疑ありますか。ないようですので、報告第１１号につきましては承認されました。  **報告第１２号　志摩市学力向上検討委員会委員の委嘱について**  志摩市学力向上検討委員会委員の委嘱についてを議題とします。  本件につきまして事務局から説明を求めます。  志摩市学力向上検討委員会委員の委嘱につきましては、志摩市学力向上検討委員会設置要綱第１条第１項で、本市の児童生徒の学力及び学習状況を把握分析し、本市の学力向上のための具体策を検討することを目的としまして志摩市学力向上検討委員会を置くと定められており、同要綱第３条第１項では委員会は次に掲げる者をもって組織すると定められております。  資料をごらんください。備考欄にそれぞれ役職等が記載されていますが、同項の第１号委員が教育長と定められていることから教育長を。第２号委員は、前回の議案にてお認めいただきました志摩市学力向上検討委員会設置要綱の一部改正により、小中学校校長で１人となったことから、神明小学校校長を。それから第３号委員は小中学校教頭教諭で東海小学校教頭を。第４号委員は各小中学校の研修担当者で浜島中学校の先生から磯部小学校の先生までの１３人を。第５号委員は学識経験者１人で現教育委員会の学力向上アドバイザーを。以上１７人の方を委嘱するものです。なお、任期期間につきましては同要綱第６条第１項で委員の任期は１年とすると定められていることから平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日の１年間とします。  以上です。  質疑ございませんでしょうか。  ないようですので、報告第１２号につきましては承認されました。  **報告第１３号　志摩市小学校社会科副読本編集委員会委員の委嘱について**  報告第１３号　志摩市小学校社会科副読本編集委員会委員の委嘱についてを議題とします。  それでは事務局の説明を求めます。  志摩市小学校社会科副読本編集委員会委員の委嘱につきましては、資料をごらんください。  小学校３、４年生児童が社会科の時間に主たる教材としての教科書を補う教材としまして使用する社会科副読本「私たちの志摩市」が５年ごとに改訂を行っており、本年度は改訂を行う年となっていることから、志摩市小学校社会科副読本編集委員会委員の設置要綱に基づき委員の委嘱を行うものでございます。委員は各小学校の校長と各小学校の教員２名ずつの計２１名で、任期は平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日まででございます。以上です。  質疑はございませんか。  ちょっと補足説明をさせてください。「私たちの志摩市」っていうのは社会科副読本として今まで、もう何冊目になりますかね、約５年に一度つくってきてるんですね。社会科教科書は全国的な規模で書いているものですから、どこの県でも多分そうだと思いますが、それぞれ市町のほうでそれを補うものとして三、四年生の教材に使うということでやってきているわけですね。一、二年生が「私たちの家族」っていうので家族が中心です。三、四年生になりますともうちょっと視野を広げて「私たちの市や町」ということで視野を広げていくわけなんですね。それから高学年になると公民分野で政治的なものが入ってきたり経済が入ってきたりと、そういう教科書の配列があるわけです。その三、四年生で「私たちの町」っていうのはそれぞれ全国的にはいろいろあるわけですので、志摩市独自のものをつくっていこうという流れの中で「私たちの志摩市」っていう社会科副読本がつくられてきてるわけです。そこの内容というのは御一読願えればすぐにわかると思いますが、伝統文化であったり、ちょっとした歴史的なことであったり、近所のお父さんお母さんの話であったり、あるいは働く人々のことであったり、いろんなものが出てくるわけです。ふるさとをそれこそ誇りに思う子供にしていこうという流れの中で、総合学習的に使われたりする場合もやっぱりありましたね。その副読本をつくっていこう。どんどん時代は変わっていきますのでね。おじょか古墳あたりも今度は取り入れていかなあかんでしょう。５年後には国の指定の文化財になっていくだろうという見込もありますので、そういったものを取り入れて新しいものをつくり上げていく、そういう流れになるわけです。  ということで、質疑はよろしいでしょうか。  報告第１３号につきまして、承認がされました。  **報告第１４号　「一人一人が大切にされるための生活アンケート調査」結果について**  報告第１４号「一人一人が大切にされるための生活アンケート調査」結果について報告します。  事務局より説明を求めます。  平成３０年２月１９日から３月９日の期間に実施しました平成２９年度４回目の「一人一人が大切にされるための生活アンケート調査」の結果について報告いたします。  今回の調査におけるいじめの認知件数は小学校が３件、中学校が０件の合計３件でした。３件とも解消済みであり、児童生徒の生命または身体の安全が脅かされるような重大な事態に至る恐れがあると考える事案はありません。  いじめの対応についてですけども（３）のとこですけども、悪口を言われる、嫌なことをされる、仲間外れにされるというものが挙げられております。具体的な内容については、１つはノートを書いているときに邪魔をされたり軽く叩かれたりしたというもの。もう１つは５、６人から冷やかされたりからかわれたりしたというもの。３つ目はみんなのところに近づいていくとみんなが離れていったというような内容です。そういう報告がありました。今回認知された事案については、各学校において児童生徒の思いを丁寧に聞き取るなど、適切な対応をしてもらっておりますけども、継続的に観察・支援を行うようにお願いしております。  それから、これで４回目が終わったわけですけども、今回調査結果を受けて次のような取り組みを継続していく必要があると考えております。  ４点考えておりますけども、１つは平成３０年度についてですが実態把握のための調査を今年度も実施し、いじめ等の早期発見、早期解決のための取り組みを継続していく。アンケートとしましては同じく年４回を考えております。それから２つ目です。学校及び関係機関、これはこども家庭課であるとか児童相談所等々ですけども、そういった関係機関と円滑な連携や情報共有を行っていくということ。３つ目としまして学校が子どものわずかな変化やサインを見逃さない、見落とさないための教育相談体制の構築。それから各学校の実情、もっといえば子どもも一人一人違いますので、一人一人の子供をしっかり見つめて、その実情に応じた指導助言ができるように努めていくと。それから４点目。これまでに報告のあった解決していない事案につきましては、引き続き取り組みの状況を把握していくという４点を考えております。  以上です。よろしくお願いします。  質疑はありませんか。  はい、委員。  アンケートからは認知件数も少ないですけど、先生が言われたように子ども同士の思いの違いというのが確かにあると思います。心身の苦痛についてこのアンケートに記入できなかったり、話して訴えることもできない子もいると思いますので、本当に今までどおりこれからも学校全体で一人一人の児童生徒と向き合っていただきたいなと思います。よろしくお願いします。  事務局、よろしいか。  はい、おっしゃるとおりだと思います。一人一人の子どもと向き合って。  ほかの委員の方よろしいですか。  アンケートの取り方についてなんですが、一定の時間内で今現在アンケートを書いているというようなことを聞きます。その短時間でアンケートを答えるというのは子供の中で文章をどのように書いていくかとか、そういった思いがあってもなかなか書けない部分があると思います。前もって、今度このようなアンケートを取るよっていうことを言うだけでなく、持ち帰ってアンケートをいつまでに書いてきてくださいというような方法を取っていただくことも１つ考えていただけたらなというふうに思います。時間内であると鉛筆を動かしていると、やはり、ほかの子の目から見まして、あの子が書いてるよとかそんなふうに見られてしまうとやはり書きにくいということになりますので、そういった部分もぜひ考慮していただきたいなと思います。以上です。  事務局よろしいか、その辺は。  おっしゃるとおりだと思います。なかなか自分で先生に相談できない子どもたちが何らかの方法でということで、その手助けとなればということでアンケートをしているわけですので、そのアンケートを書いているときにやっぱりわかってしまう、その書きづらさみたいなものはやっぱりなくしていかないといかんと思いますので。私３月まで小学校におりましたけども、当初はおっしゃられるようにばーっと配って、はい書いてって言うて書かせるクラスが結構あったんですけども、やっぱり職員の中からも声が出てきまして、それでは書きにくいということで事前に知らせたりとか朝配布して帰るまでのどの時間でもいいから書いて先生に出してっていうような方法をとる先生も出てきましたし。その辺はやっぱり、いろいろより書きやすい雰囲気、環境を整えてくことは大事だということに考えております。  今おっしゃるようにアンケートありきではないですよね。４回、年間３回は昨年度から４回にふやしたから云々ではないですよね。ふだんからの子ども理解、それが基本になっていくんでしょうね。その辺現場にもまた校長会を中心に返していきたいなとそんなふうに思っています。  ほかの方よろしいでしょうか。  はい、質疑ないようです。  報告第１４号につきまして承認されました。  **報告第１５号　社会教育指導員の委嘱について**  日程第１２を議題とします。  報告第１５号　社会教育指導員の委嘱について  それでは事務局。  志摩市社会教育指導員設置等に関する規則第１条第１項で社会教育の振興を図るため志摩市教育委員会に社会教育指導員をおくと設置要綱として考えていることが委員会名簿にあります委員さんを昨年度に引き続き委嘱するものであります。任期期間につきましては同規則第５条第１項で１年と定められていることから、平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までとします。  以上です。  以上、説明ありましたが、質疑はよろしいでしょうか。  質疑ないようです。  報告第１０号については承認されました。  **報告第１６号**　**教育指導員の委嘱について**  日程第１３、報告第１６号　教育指導員の委嘱についてを議題とします。  事務局、説明をお願いします。  教育指導員の委嘱につきましては、志摩市教育指導員設置等に関する規則第１条第１項で、学校教育の充実・強化をはかるため志摩市教育委員会に教育委指導員を置くと設置要綱として定められていることから、委員会名簿にあります委員を昨年度に引き続き委嘱するものであります。任期期間につきましては同規則第５条第１項で１年と定められていることから平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までとします。  以上です。  はい、質疑はございませんでしょうか。  ないようです。  報告第１６号につきましては承認がされました。  **報告第１７号　学校医の委嘱について**  **報告第１８号　学校眼科医の委嘱について**  **報告第１９号　学校歯科医の委嘱について**  **報告第２０号　学校薬剤師の委嘱について**  続きまして、日程第１４から日程第１７はみんな関連事項ですので、続けて議題とします。  報告第１７号　学校医の委嘱について  報告第１８号　学校眼科医の委嘱について  報告第１９号　学校歯科医の委嘱について  報告第２０号　学校薬剤師の委嘱について  ということで一括しまして事務局より説明を求めます。  学校医、学校眼科医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱につきましては学校保健安全法第２３条第１項で学校には学校医を置くものとすると定められておりまして、同条第３項では学校医、学校歯科医師、及び学校薬剤師はそれぞれ医師、歯科医師、または薬剤師のうちから任命し、または委嘱すると定められていることから学校医及び園医、学校眼科医及び幼稚園眼科医、それから学校歯科医及び幼稚園歯科医、学校薬剤師及び幼稚園薬剤師につきましては、資料にあります各委員会名簿にありますとおり委嘱をします。任期期間につきましては平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までです。なお、学校医一覧によりまして、学校・幼稚園ごとにまとめさせていただいております。  以上です。  質疑がございませんでしょうか。質疑ないようです。  報告第１７号から報告第２０号につきましては承認をされました。  **報告第２１号　志摩市立学校評議員の委嘱について**  報告第２１号　志摩市立学校評議員の委嘱についてを議題とします。  本案について事務局から説明を求めます。  志摩市立学校評議員の委嘱につきましては、志摩市立学校の管理に関する規則第３３条第１項で学校に評議員を置くことができると規定され、同規則第３項では学校評議員に関し必要な事項は教育委員会が定めると書いております。これを受け、志摩市立学校評議員設置規定が定めらており、設置規定第２条第１項で学校に学校評議員をおき、その数は１校当たり５人以内とする。ただし、志摩市立学校における学校運営協議会の設置及び運営に関する規則に規定する学校運営協議会の指定をうけた学校においてはこの限りではないと定められています。  資料の委員会名簿をごらんください。先ほど説明させていただきました設置規定の１校当たり５人以内の規定により、浜島小学校が５人の評議員、以下各小中学校の規模に応じて４人から５人の評議員計５６人を委嘱しています。そのうち新任につきましては、右端の新任欄に○印のあります７人でございます。任期期間につきましては同規定第４条第１項で学校評議員の任期は４月１日から翌年３１年３月３１日までの１年とすると規定されていることから平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの任期期間とします。また、この委員会名簿の中に鵜方小学校が入っていませんが、鵜方小学校につきましては、先ほど説明しました設置規定の中の、ただし志摩市立学校における運営協議会の設置及び運営に関する規則に規定する学校運営協議会の指定を受けた学校においてはこの限りではない、の規定に該当し鵜方小学校の学校運営協議会の指定校となっていることから、今回の委員会名簿には記載をしておりません。なお、本来であれば本委員会が運営協議会の委員の委嘱についても報告すべきではございましたけども、志摩市立学校における学校運営協議会の設置及び運営に関する規則第４条第１項で委員は１５人以内で組織する、１号では保護者、２号で地域住民、３号で指揮権を有する者、４号では教育委員会が適当と認めるもの中から１名とするよう定められていることから、現在鵜方小学校のほうで委員の選任調整をしていただいているところです。次回の教育委員会定例会に報告案件として説明させていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。  以上です。  質疑を求めます。よろしいですか。質疑ないようです。  報告第２１号については承認されました。  **報告第２２号　社会教育主事の配置について**  日程第１９についてを議題とします。  事務局説明願います。  報告第２２号の社会教育主事の配置について御説明させてもらいます。  資料をごらんください。本報告は社会教育法第９条の第１項に定められております。教育委員会内で有資格者に発令するものとなっております。よって、前年度に引き続き志摩市教育委員会生涯学習スポーツ課に在籍しております社会教育主事の資格を有している職員に委嘱するものとなったことを報告させていただきます。  以上で御説明とさせていただきます。  質疑はありませんでしょうか。  よろしいですか。質疑ないようです。  報告第２２号につきましては承認をされました。  **報告第２３号　志摩市文化財調査委員会委員の委嘱について**  日程第２０についてを議題とします。  本件について事務局より説明を求めます。  志摩市文化財調査委員会委員の委嘱について御説明させていただきます。  本報告は志摩市文化財保護条例第３条に基づき教育委員会内に設置されるというふうになっております。志摩市文化財調査委員会に同４条に定められる教育委員会が依頼する１５名以内の学識経験者を志摩市文化財調査委員として委嘱することができるというふうになっております。このことから、任期を２年で、資料にございます１０名に委嘱するものとなったものでございます。なお、業務としましては当委員は志摩市教育委員会内の調査する文化財等の調査において調査・研究を行い意見・具申等の活動を行っていただきます。  以上で報告とさせていただきます。  質疑はございませんでしょうか。  はい、委員。  新しくなられた方、もし差し支えなかったらお願いします。  今のところ１０名とも同じ方と。  ほかの方よろしいでしょうか。ほか質疑はないようです。  報告第２３号については承認されました。  **報告第２４号　志摩市スポーツ推進委員の委嘱について**  日程第２１についてを議題とします。  同じく事務局より説明を求めます。  志摩市スポーツ推進委員の委嘱について御説明申し上げます。  本報告はスポーツ基本法並び志摩市スポーツ推進委員に関する規則に基づき住民及び学校、公民館活動にスポーツ行事において実技の指導やアドバイスを行いスポーツ組織の育成促進を行っていく活動をしておった委員でございます。定数は３５名以内となっており、今回３０名の委嘱することとなりましたので御報告させていただきます。委員３０名につきましては、前年度と引き続きとさせていただきます。なお、平成２９年度前課長のほうから引き継いでおります、大王町の委員数につきましては現在も１名のままですが、志摩市スポーツ推進委員に関する規則の第７条より必要事項として、これから指導員を選定していきたいと考えております。  以上をもちまして報告とさせていただきます。  質疑はございませんでしょうか。  はい、委員。  すみません。もし、情報としていただけるのであれば、この方々がどのようなスポーツに所属されているかっていうのを教えていただけるか、ここに載せていただければと思うのですが。  こちらの委員さんの中にはスポーツばっかりじゃなくて、スポーツしていなかったけど指導をしているという方もお見えになります。ただし、ほとんどの方がスポーツやっておられたので情報として載せられる部分についてはどの種目をやっていたというのは載せて後日お届けさせていただこうと思います。それでよろしいでしょうか。  はい、すみません。お願いします。  ほかの方よろしいですか。ほかに質疑はないようです。  報告第２４号は承認されました。  **その他協議・報告案件について**  日程第２２に進めてまいりたいと思います。  その他協議案件について各課からの報告を求めます。  教育総務課長から順番に報告してください。  教育総務課です。  教育総務課は５月９日に平成３０年度の志摩市奨学生選考委員会を開催いたします。５月２１日に教育委員会の定例会をこちら４０５号室で行いたいと思いますのでよろしくお願いいたします。  以上です。  学校教育課としましては、４月２６日の木曜日１３時３０分から１６時４０分第１回志摩市学力向上検討委員会を行います。場所は三重県伊勢庁舎のほうで開催されます。４月２７日金曜日三重県教育長会議ということで県庁講堂のほうで行われます。５月２日水曜日９時から第１回小中校長会議が開催され、こちらはアリーナのほうで９時からということで実施されます。５月１２日土曜日鳥羽志摩中学校春季総合体育大会、１２日、１３日、土、日と行われます。文岡中学校ほかということで開催されます。５月１８日金曜日１４時３０分から１６時３０分第１回特別支援教育コーディネーター研修会のほうが市役所４０３会議室のほうで実施されます。それから５月２１日月曜日ですが、１４時から１５時３０分平成３０年度第１回志摩市総合教育センター設立準備委員会が開催されます。こちらは志摩市役所４０３会議室のほうで行われます。  以上です。  途中で悪いんだけども、志摩市学力向上検討委員会、三重県伊勢庁舎ってなってますね。志摩市の学力向上検討委員会が伊勢庁舎であるんですか。  これは志摩市の学力向上検討委員会の第１回目を三重県の先日行われました全国学力学習状況調査の採点研修会と重ね合わせて実施するということで、それで伊勢庁舎で開催するということです。  続きまして生涯学習スポーツ課の行事予定を報告させてもらいます。  ４月２９日日曜日９時３０分から志摩市志摩Ｂ＆Ｇ海洋センターにおきまして、志摩Ｂ＆Ｇ海洋センターリニューアルイベントを開催させていただきます。続きまして５月１日火曜日１５時から１５時４５分から市役所庁議室におきまして国登録有形文化財登録証授与式ということで神明の建物が有形文化財と指定されましたので、そちらの授与式を行います。５月９日水曜日１４時から１６時まで志摩市役所４０４会議室におきまして志摩市文化協会平成３０年度支部長会が開催されます。５月１２日土曜日午後ですけども、時間がまだ定かではございませんが、磯部生涯学習センターにおきまして海女保存会総会が開催されます。続きまして５月２１日月曜日１９時から２１時におきまして市役所４０１会議室におきまして志摩市体育協会理事会（総会）が行われます。５月２２日火曜日１９時から２１時におきまして志摩市役所４０１会議室で志摩市スポーツ少年団総会が開催される予定になっております。  以上でございます。  一括して各課から報告ありましたけども、質疑を求めたいと思います。いかがでしょうか。  ほかの質疑はございませんか。  済みません。１カ所訂正させていただきます。４月２７日三重県教育長会議ですけども、県庁講堂と載せさせていただきましたけども、三重県総合教育センターの間違いでございますので訂正させていただきます。  ほかなければ。その他へどうぞ。  済みません。２点ほどございます。まず、冒頭申し上げればよろしかったんですが、会議録をこの４月今日の部分から以前からお話させてもらっております全記録ということで会議録としてさせていただきますのでよろしくお願いします。あと、留学奨学生選考委員会の選考委員につきまして、こちら本来であれば本日御報告させていただくところではございますが、まだ選考にいたっておりませんので、後日になりますがまた御報告させていただきます。あと、スケジュール的には先ほどのスケジュールの関係の期間内に選考委員会も開催させていただく予定をしております。こちらに選考された委員さんにまた御出席をいただきたいと思います。また、御連絡させていただきますのでよろしくお願いいたします。  以上でございます。  その他案件でほかございませんでしょうか。  それでは、その他協議・報告案件については終わりたいと思います。  以上で、本日の日程は全て終了しました。  次回の教育委員会の定例会は５月２１日月曜日です。午前９時から４０５会議室で行います。よろしくお願いします。  では、一旦閉会しますが、教育委員会さん方で何か情報交換等々あればしていただいて交流を深めてください。  以上で閉会します。  御苦労様でした。 |